

届出の対象	必要な書類等	届出先, 期限	関係法令等
<p>(危険, 有害な機械等の設置等) 次の①~④に掲げる機械等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更</p> <p>① 則-別表7に掲げられている機械等 [動力プレス, 溶解炉, 化学設備, 乾燥設備, アセチレン溶接装置, ガス集合溶接装置, 機械集材装置, 運材索道, 軌道装置, 型わく支保工, 架設通路, 足場]</p> <p>② ボイラー, 第一種圧力容器</p> <p>③ クレーン, 移動式クレーン(変更届のみ), デリック, エレベーター, 建設用リフト</p> <p>④ ゴンドラ</p> <p>※ 法第88条第1項ただし書の規定による認定を受けた事業者は, 届出を免除</p>	<p>構造図, 配置図など則-別表7の中欄, 下欄に掲げる書面等</p> <p>イ 設置届...設置場所の周囲の状況, 配管の状況等を記載した書面等</p> <p>ロ 変更届...変更の内容を示す書面等</p> <p>イ 設置届...組立図, 構造部分の強度計算, 据付け箇所の周囲の状況, 基礎の概要等を記載した書面等</p> <p>ロ 変更届...変更部分の図面等</p> <p>イ 設置届...組立図, 据付け箇所の周囲の状況, 固定方法等を記載した書面等</p> <p>ロ 変更届...変更部分の図面等</p>	<p>労働基準監督署長 工事の開始の日の30日前</p> <p>厚生労働大臣 仕事の開始の日の30日前</p>	<p>法-88-1 則-85, 86, 別表7 届出を要しない機械等については, 則-85</p> <p>型わく支保工及び足場の計画を作成するときは則-別表9に掲げる者を参画させなければならない。 (法-88-4, 則-92の2, 92の3, 別表9)</p> <p>ボイラー則-10, 56</p> <p>ボイラー則-41, 76</p> <p>クレーン則-5, 96, 140, 174</p> <p>クレーン則-44, 85, 129, 163, 197 ゴンドラ則-10</p> <p>ゴンドラ則-28</p>
<p>(大規模な建設工事)</p> <p>⑤ 次のイ~への仕事</p> <p>イ 高さが300m以上の塔の建設の仕事</p> <p>ロ 堤高が150m以上のダムの建設の仕事</p> <p>ハ 最大支間500m(つり橋にあっては1,000m)以上の橋梁の建設の仕事</p> <p>ニ 長さが3,000m以上のずい道等の建設の仕事</p> <p>ホ 長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設の仕事で, 深さが50m以上のたて坑の掘削を伴うもの</p> <p>ヘ ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事</p>	<p>イ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>ロ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面</p> <p>ハ 工事用の機械, 設備, 建設物等の配置を示す図面</p> <p>ニ 工法の概要を示す書面又は図面</p> <p>ホ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面</p> <p>ヘ 工程表</p> <p>ト 圧気工法による作業を行う仕事にあっては, 圧気工法作業摘要書</p>	<p>厚生労働大臣 仕事の開始の日の30日前</p>	<p>法-88-2 則-89, 91-1</p> <p>仕事の計画を作成するときは, 則-別表9に掲げる者を参画させなければならない。 (法-88-4, 則-92の2, 92の3, 別表9)</p>

<p>(一定規模以上の建設工事等(上の大臣届出に該当するものを除く。))</p> <p>⑥ 次のイ～チの仕事</p> <p>イ 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設等の仕事</p> <p>ロ 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事</p> <p>ハ 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは鉄道の軌道に隣接した場所において行われるものに限る。)</p> <p>ニ ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。)</p> <p>ホ 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業を行う仕事</p> <p>ヘ 圧気工法による作業を行う仕事</p> <p>ト 耐火建築物又は準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事</p> <p>チ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事</p> <p>(イ～ニの建設等の仕事とは、建設、改造、解体又は破壊の仕事をいう。)</p>	<p>上記⑤に同じ</p>	<p>労働基準監督署長 仕事の開始の日の14日前</p>	<p>法-88-3 則-90, 91-2</p> <p>これらの仕事(イ～ニについては、建設の仕事に限る。)の計画を作成するときは、則-別表9に掲げる者を参画させなければならない(ト、チの仕事を除く。)(法-88-4、則-92の2、92の3、別表9)</p>
<p>(土石採取)</p> <p>⑦ 土石採取業における次の仕事</p> <p>イ 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事</p> <p>ロ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事</p>	<p>イ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>ロ 機械、設備、建設物等の配置を示す図面</p> <p>ハ 採取の方法を示す書面又は図面</p> <p>ニ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面</p>	<p>労働基準監督署長 仕事の開始の日の14日前</p>	<p>法-88-3 則-90, 92</p>